

①給水装置工事の概要及び設計審査について



1

講義内容(給水装置工事の概要及び設計審査)

- (1)給水装置工事の概要
- (2)給水装置工事の設計審査
- (3)工事申込に関する事務手続き



2

(1) 給水装置工事の概要

・水道法・札幌市水道事業給水条例

「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事(新設・改造・修繕・撤去)をいう。

・指定給水装置工事事業者

水道事業者が策定した施行基準(給水装置工事設計施工指針)に基づき、適正な給水装置の設置と工事の円滑な施工を行う。

(指針P.2～)

(1) 給水装置工事の概要

【給水装置工事の流れ】

- ① 工事受注
⇒需要者等から工事施工依頼
- ② 調査、計画・設計、
給水装置工事申込書作成
- ③ 水道事業者の審査、審査手数料等納入
- ④ 施工の承認
- ⑤ 工事の施工
- ⑥ 水道事業者のしゅん功検査
工事完了連絡、検査申込書・
しゅん功図提出、
検査手数料納入
- ⑦ 書類検査・メーター支給
- ⑧ 現地検査(通水)
- ⑨ 引渡し

(2) 給水装置工事の設計審査

【設計審査の必要性】

- ・設計審査は、給水装置工事の適正な施工を確保するため、事前に設計図等により、構造・材質や施工方法が、法令及び札幌市の基準に適合していることを確認するために行う。
- ・構造材質基準に適合しない給水管、給水用具又は工法によって施工された場合には、安全な水の安定供給が損なわれるおそれや、水質基準に適合しない水が給水管から配水管へと逆流し、公衆衛生上大きな被害が生じるおそれがあります。

(2) 給水装置工事の設計審査

【工事申込み・設計審査】

- ・ 給水装置○○(兼設計審査)申込書
- ・ 図 面
位置図、平面図、平面管路詳細図、立体図
- ・ 水理計算書
使用水量、メーター種別・口径、損失水頭計算
- ・ その他関係書類
所有者変更届、利害関係人同意書、使用開始届等
(指針P.13～)

(3) 工事申込みに関する事務手続き

- 中高層建物直結給水の事前協議
- 配水管(配水補助管)布設要望
- 給水装置所有者変更届
- 給水装置台帳／管理図の閲覧・複写

(3) 工事申込みに関する事務手続き

【中高層建物直結給水の事前協議】

- 中高層建物に直結加圧給水を実施するには、事前協議が必要
- 中高層建物に直結直圧給水を実施する際には、事前協議が必要になる場合がある(同口径分岐の場合等)
- 直結給水が認められるのは必要な水量、水圧、水質を安定的かつ継続的に供給できると判断される場合
- 建築計画における機械室の配置や面積に影響を与えるので、早い段階で事前協議を行う必要がある
- 回答までは3週間程度要する

(3) 工事申込みに関する事務手続き

【配水管(配水補助管)等の布設要望】

- 対象及び主な条件(各種詳細要件の合致が必要)
市街化区域内の公道又は私道であって、幅員4.0m以上を有し、
技術的に布設可能なもの
- (1)公道(市道・法定外道路)
給水要望者及び建築物があること
- (2)私道(建築基準法上の道路で幅員4.0m以上)
給水要望者及び建築物が各複数あること
私道の土地所有者全員の使用承諾及び押印
※建築物は、建築確認があり給水を必要とするもの

(3) 工事申込みに関する事務手続き

【配水管(配水補助管)等の布設要望】

- 布設要望の申請書類
- (1)公道
 - 水道管布設要望書
 - 位置図及び建築確認済証(写し)
 - 道路台帳図
- (2)私道
 - 水道管布設要望書
 - 位置図及び建築確認済証など
 - 土地使用承諾書(私道所有者全員の氏名・押印)
 - 土地の登記事項証明書(発行から3か月以内)及び地番図
 - 指定道路台帳図(写し)

(指針P.6)

(3) 工事申込みに関する事務手続き

【給水装置所有者変更届】

○添付資料(いずれか)

登記事項証明書(本書又は複写可)

売買契約書(複写)

印鑑証明書(本書)

※ 登記事項証明書については、登記官名及び印が確認できるもので、発行から3か月以内のもの
(法務局情報提供サービスによる印刷書類は不可)

※ 印鑑証明書については、新旧の各所有者の印鑑証明書が必要
(届出印も印鑑証明書の印を使用)

(3) 工事申込みに関する事務手続き

【給水装置台帳／管理図の閲覧・複写】

☆閲覧・複写が可能な者☆

○給水装置台帳

- ・給水装置所有者
- ・給水装置使用者
- ・指定事業者
- ・委任状を持った者

○管理図

- ・台帳閲覧可能者
- ・工事関係者
- ・宅地建物取引調査員

閲覧時間: 平日8:45~16:30まで
(12:15~13:00を除く)

(3) 工事申込みに関する事務手続き

【給水装置台帳／管理図の閲覧・複写】

